

Application for Domestic Consumption
of Precious Metals in the Quarter

(Chief of the Section)

Metals	Allocation (grams)							Remarks
	Pro- cessor	Amt.	Manu- factur- er of Ena Proa	Amt	Pro- cessed	No	Final No.	

敗戦、
そして

(Slge 8 x 11)

Application for Release of Gold Foil etc from the
Pool Reserve under Custody by the Japanese
Government, in the 3rd Quarter, 1948

Competent Authorities

Sign or the person in Charge

Tel. No

(Slge 8 x 11)

Application for Release of Gold Foil etc from the
Pool Reserve under Custody by the Japanese
Government, in the 3rd Quarter, 1948.

Competent Authorities _____

Sign or the person in Charge _____

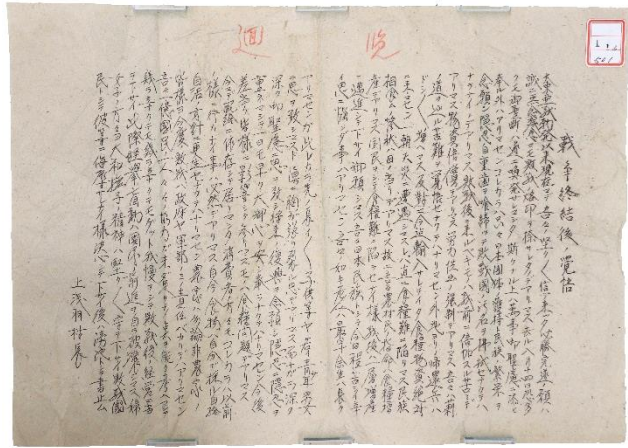
Tel. No _____

Manufacturers of Final Goods	Amount		Final goods	Amount Remarks
	Gold foil etc	Gold Contents		

「(Slge8×11) Application for Release of Gold Foil etc from the Pool Reserve under Custody by the Japanese Government in the 3rd quarter, 1948 ((様式 8 × 11) 1948 年第 三四半期における日本政府の管理下にある貯蓄からの金箔等の使用に関する申請書)」

(本書 329 号第三文書)

一 敗戦とGHQ



【写真1】戦争終結後ノ覚悟」（本書 316 号）

昭和二十年（一九四五）八月十四日、ポツダム宣言受諾、同年九月二日、ミズーリ号艦上で降伏文書調印。敗戦後、日本には、占領のためアメリカを中心とした連合国最高司令部（General Headquarters ≡ GHQ）がやってきました。

袋井市歴史文化館にある史料は、ほぼ占領期までのものです。それよりも後のものもちらほらありますが、各史料群に数点ずつあるか

ないかといったところです。

最後に、この項で占領期の史料をいくらか紹介して本書を締めようと思います。

まずは、敗戦―占領に対する各村の反応から見てみましょう。

「戦争終結後ノ覚悟」は、上浅羽村（村長）の反応です【写真1】。作成時期は不明ですが、敗戦直後のものでしょう。

戦争 終 結 後 ノ 覚 悟

大東亜戦勃発以来現在マデ吾々ノ堅ク信ジ来ツタ必勝完遂ノ願ハ誠ニ無念残念ニモ敗戦ノ烙印ヲ捺サレタノデアリマス。去ル八月十四日恐多クモ御聖断ハ遂ニ喚発サレマシタ。スクナル上ハ万事御

聖慮ニ添ヒ奉ル外ハアリマセン。コレカラハ只々日本国体ノ護持ト民族ノ繁栄ヲ念願シ、隠忍自重齒ヲ喰締ツテ敗戦国ノ汚名ヲ払拭セナクテハナラナイノデアリマス。敗戦後ニ来ルベキモノハ戦前二倍加スル苦ミデアリマス。物資賠償デアリマス。労力供出ノ強制デアリマス。吾々ハ荊ノ道ヲ辿ル苦難ヲ覚悟セナクテハナリマセン。外地ヨリノ帰還兵ハドシ／＼増ヘマス。反対ニ今迄輸入サレテイタ食糧物資ハ絶対ニ来マセン。一町天災ニ遭遇シマスレバ、直ニ食糧難ニ陥リマス。民族相食ムノ惨状ハ目ノ当リデアリマス。故ニ吾々農村ノ指命ハ食糧増産デアリマス。国民ヲシテ食糧難ニ陥ラセナイ様、戦後ハ一層増産ニ邁進シテ下サイ。御願シマス。吾々日本民族トシテ今日程苦シイ辛イ思ニ悩ンダ事ハアリマセン。吾々ノ如き老人ハ最早余生ハ長クアリマセンガ、此レカラ先ノ長イ／＼子供等ヤ、若い青少年男女ニ思ヲ致シマス、真ニ胸ガ張り裂ル思デアリマス。而ナガラ深く深く御聖慮ニ思ヲ致シ、将来ノ復興ヲ念願シ、隠忍ニ隠忍ヲ重ネマシテ、一日モ早く大御心ヲ安シ奉ラナクテハナリマセン。今後差当リ皆様ニ影響シテ参リマスモノハ食糧問題デアリマス。今マデ配給ニ依存シテ居リマシタ消費者ノ方々モコレカラハ以前ノ様ニ行カナイ事ハ必然デアリマス。自今食物ハ自分デ採ル自給自活ノ方針ニ厚生セナクテハナリマセン。農家ハ勿論、非農家ノ皆様ヨ、今度ノ敗戦ハ政府ヤ軍部ノミノ責任バカリデハアリマセン。吾々一億国民ノ一人々々ノ協力ガ未ダ足りナイ点ヲ能ク考ヘマシテ、幾ラ辛クテモ幾ラ辛クテモグット我慢ヲシテ敗戦後ノ経営ニ当テ下サイ。此際軽率盲動ハ国民ノ前進ヲ自ラ破壊シマス。婦女子ノ方々ヨ、大和撫子ノ精神ハ堅ク／＼守テ下サイ。敗戦国民トシテ彼等ニ侮辱サレナイ様決心シテ下サイ。後ハ滂沱トシテ書止ム。

上浅羽村長 ㊦

史料上部に赤鉛筆で「廻覧」と書かれています。「隠忍自重齒ヲ喰締ツテ敗戦国ノ汚名ヲ払拭セナクテハナラナイ」、「敗戦後ニ来ルベキモノハ戦前ニ倍加スル苦ミデアリマス」と述べています、

「戦前ニ倍加スル苦ミ」の具体例としては、物資賠償、労力供出の強制を挙げています。戦地からの帰還兵がどんどん増える中、これまで輸入されていた食糧物資は「絶対ニ来マセン」。

予想される帰還兵の増加と物資、具体的には食糧不足が重なり、大変なことになる、という予想です。実際その通りでしたので、上浅羽村長はかなり正確な見通しを持っていたことが分かります。

「一町天災ニ遭遇シマスレバ、直ニ食糧難ニ陥リマス。民族相食ムノ惨状ハ目ノ当リデアリマス」という言葉には、この少し前に発生した一九四四年東南海地震の実感が籠もっているように思います。

「今後差当リ皆様ニ影響シテ参リマスモノハ食糧問題デアリマス」など、食糧問題が今後は最重要課題だ、と繰り返し強調し、上浅羽村では今後食糧増産に集中すべき、という方針を伝えています。

「農家ハ勿論、非農家ノ皆様ヨ、今度ノ敗戦ハ政府ヤ軍部ノミノ責任バカリデアリマセン。吾々一億国民ノ一人々々ノ協力ガ未ダ足りナイ点ヲ能ク考ヘ」云々という部分は、戦争責任論を考える上で、当時の農村の村長の捉え方として貴重な証言かと思いますが、史料集で検討するには大きすぎるテーマですから、今回は紹介にとどめます。

敗戦、占領についての、当時の日本人の捉え方については、左に引く袖井林二郎の指摘が印象的です。

歴史はじまって以来の敗戦によって、国土に外国の占領軍を迎えるという事態に直面したとき、日本国民はそれをどのように受けとめようとしたのだろうか。そのとき人々の心の中にあった「占領」のイメージはどんなものだったろうか。史上はじめての経験であって

みれば、彼らの心の中にあつた「占領」とは、日本がそれまで中国とアジアの諸国で行なつてきたこと以外のものであり得なかったことは確かであろう。^⑤

しかし、上浅羽村長の「戦争終結後ノ覚悟」を見ると、敗戦後のビジョンとして、先に述べたように、具体的に起こりうる事象Ⅱ多数の帰還兵と輸入停止による物資不足を予想し、食糧増産を目指すべき、と目標を立てています。占領に対して呼びかけた、末尾の「此際輕率盲動ハ国民ノ前進ヲ自ラ破壊シマス。婦女子ノ方々ヨ、大和撫子ノ精神ハ堅ク／＼守テ下サイ。敗戦国民トシテ彼等ニ侮辱サレナイ様決心シテ下サイ」という文言も、当時の言い方がものものしいのですが、当時の諸地域の史料を見る限り、「思いあまって変なことはいらないように、誇りは捨てないで」と呼びかけているだけのように思います。

上浅羽村長の認識は、袖井が言うよりも現実的で具体的なものだったのではないのでしょうか。

昭和二十年（一九四五）九月十四日付け「聯合軍進駐ニ伴フ報道取扱要領ニ関スル件」は、西浅羽村役場が出したのですが、読む限り、政府からの通知も受けつつ、住民に、進駐軍と接触することがあつたら、という注意を發したもののようです【写真2】。

（一九四五）

昭和二十年九月十四日

（磐田郡／西浅羽／村役場）
西浅羽村役場（印）

各部落会長殿

隣保班長殿

聯合軍進駐ニ伴フ報道取扱要領ニ関スル件

標記ノ件ニ就キテハ、左記ノ通り措置スルコトト相成候条、貴部内各位ニ此ノ旨徹底方御高配相成度及ニ依頼ニ候也。

記

一、聯合軍ノ進駐ニ当リテハ、国民ハ冷静沈着、忍苦自重シ、其ノ举措進退凡テ大国民タルノ態度ヲ以テ終始シ、輕挙妄動ハ国家ニ大ナル損失ヲ及スノミナラズ、占領軍ニ各種干涉ノ口実ヲ与フル惧アルヲ深慮シ、信ヲ世界ニ保ツベキコト。

二、聯合軍進駐シ、又帝国軍隊撤収後ニ於テモ、我ガ一般行政機關及公共団体ノ活動ハ平常ノ通行行ハレ、占領軍ノ住居、食糧、輸送等ニ就キテハ、我ガ政府諸機關ガ責任ヲ以テ之ニ当ルモノシテ、一般国民ト聯合軍トノ間ニ直接關係ヲ生ズルコト無キコト。

三、聯合國軍ノ進駐ハ一切我ガ政府官憲ト連絡ノ上、平和的ニ行ハルモノナルコト、随ツテ左ノ点特ニ留意ノコト。

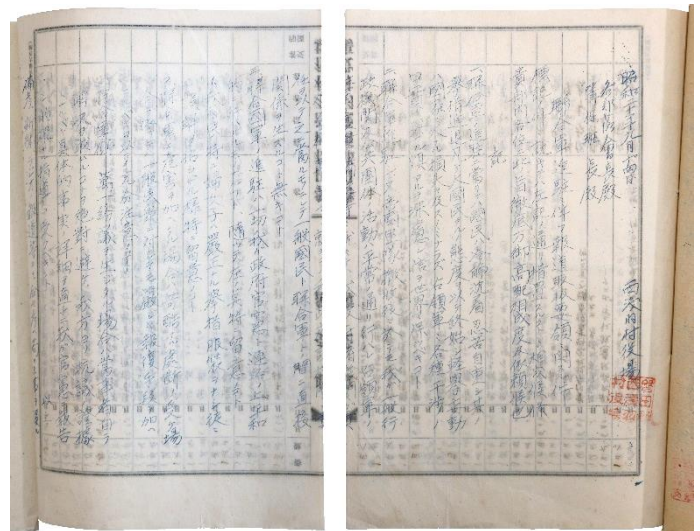
1、我国民特ニ婦女女子ハ厳正ナル举措、服装ヲナシ、徒ニ誤解ヲ招カザル様特ニ留意ノコト。

2、聯合軍ニ危害ヲ加ヘタル場合ハ、苛酷ナル処断ヲ受ケ、場合ニ依リテハ一般民衆ニ対シテモ厳シキ報復手段ヲ加ヘラルベキヲ以テ、充分注意ノコト。

3、聯合軍側ト万一紛議ヲ生ジタル場合ハ、当事者自ラ解決ヲ求ムルコトヲ絶対ニ避ケ、我方ヨリ抗議ノ証拠トナルベキ具体的事実ノ詳細ヲ直チニ我ガ官憲ニ報告シ、的確ナル指導ヲ受クベキコト。

備考 新聞、ラジオノ報道等ヲモ合セ考ヘ、苟クモ事ヲ誤ルガ如キ事ナキ様、充分御指導願度候。(㊦)

関連史料がまだ見つからないのですが、内容を読むと、県(を通じてその上の政府)からの通知を受けて書いたという書きぶりです。連合軍の進駐に当たっては、冷静沈着に我慢して、輕挙妄動はしない



【写真2】

「聯合軍進駐ニ伴フ報道取扱要領ニ関スル件」

(本書 304 号)

ように、占領軍に様々な干涉の口実を与えることはしないように、風紀を守るように、などを書かれていきます。

おそらく、最も重要なのは、連合国軍に対して危害を加えると、一般人でも重

い罰を受けることがあるので、そうしたことはしないように、という注意と、連合国軍との間に万一トラブルが生じたら、当事者で解決しようとせず、政府(おそらく国に言え、と言ってるのでしよう)に申し出て、政府を通じて解決を図るように、という厳重な注意です。

連合国軍との無用なトラブルを避けること。それが、政府が地方に対して口を酸っぱくして言いたかった、この時期の最重要課題だったのだと思います。

上浅羽村や西浅羽村で連合国軍と接触する機会があったかは不明ですが、注意しておいて損はないでしょう。

二 英語の史料

連合国軍の人と接触したかはともかく、GHQに関連して、英語と村が接触することはあったようです。

史料を見ると、GHQからの指示を受けて、県などを經由して出されたと思しき文書も残されています。

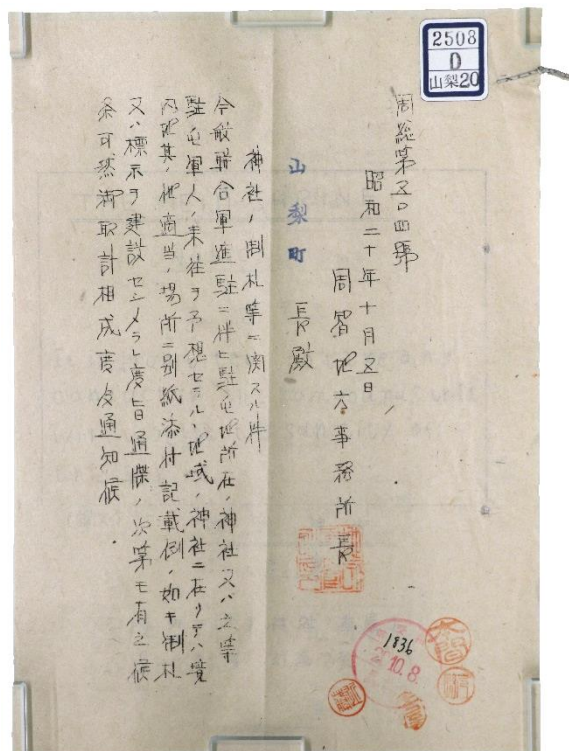
文献資料の残り方は、偶然に左右されることが多いのですが、袋井市域の場合は、GHQと関わっているような史料は、主に神社関係のものが中心です。

GHQの宗教政策は、基本的に、ポツダム宣言の「言論、宗教及思想の自由並に基本的人権の尊重」に則ったものでしたが、神道から国家主義や軍国主義を取り除くため、真つ先に、国家神道を廃止しました^⑤。

国家神道の廃止については、GHQは、宗教の自由を重視しており、宗教としての神道を廃止することを考えたのではなく、危険な思想のみを取り除き、神道を一宗教として存続させようとした、という見方が優勢のようです^⑥。

GHQの宗教政策でやっかいなのは、その政策と伝わり方が系統立っていないことです。例えば、マッカーサーは日本にキリスト教を布教しようとしていたようですが^⑦、GHQとしては公的に日本のキリスト教を援助したわけではないようで^⑧、また、GHQの意を受けたらしき指示についても、教育と思想に関する政策は重なるところが多かったので、教育政策もあわせてご紹介しますが、二宮金次郎像破壊など、指令されていないのに日本人側が行き過ぎた指示を出した例や、漢字全廃日本語ローマ字化指示のように、GHQの中でも統制がとれておらず、GHQの中の個人が勇み足で出してしまい、直後に更に上官に問い合わせたらすぐに撤回された指示、なんてものもあったようです^⑨。

そんなわけで、一見、GHQが関わってそうだな、という文書も、きちんとGHQから、国↓都道府県↓……と伝わってきたものなのか、国が、あるいは都道府県が、あるいは郡が、あるいは村が、指令が出てないの



【写真3】

「周総第五〇四号 神社ノ制札等ニ関スル件」
(本書 307 号第一紙)

に指示したのか、といったことを、史料一点一点で考えないといけないのです。

袋井の占領期の歴史をきちんと考えようとすると、史料の更なる発見も含め、史料一点一点の確認にまだまだ時間が必要そうです。今回は特徴的な史料をいくつか紹介するにとどめます。

昭和二十年（一九四五）十月五日付け「周総第五〇四号 神社ノ制札等ニ関スル件」は、左に引く第一紙を見る限り、日本側で独自に出されたもののようです【写真3】。

周総第五〇四号

（印四点「本間」「久野」「土屋」「近藤」）

（一九四五）
昭和二十年十月五日

周智郡地方事務所長

（地方／事務官／之印）
（受付印）

（印）
『山梨町』 長殿

神社ノ制札等ニ関スル件

今般聯合軍進駐ニ伴ヒ、駐屯地所在ノ神社又ハ之等駐屯軍人ノ来往ヲ予想セラル、地域ノ神社ニ在リテハ、境内地其ノ他適当ノ場所ニ別紙添付記載例ノ如キ制札又ハ標示ヲ建設セシメラレ度旨通牒ノ次第モ有レ之候条、可レ然御取計相成度、及ニ通知一候。㊦

駐屯地付近や、進駐軍が来そうな地域の神社では、別添の記載例のような制札を標示すること、とのことです。添付されている記載例を見てください。記載例は二枚添付されています。まずは一枚目から。

THE MEIJI-SHRINE

Notice

It is prohibited to take any
conduct in the compounds that
will violate the sanctity of
this shrine

(訳文) 明 治 神 宮
注 意

境内ニ於テ神社ノ尊厳ヲ
冒スベキ一切ノ行為ヲ禁ズ

(10)

明治神宮を例としているところから見て、国から出されたものでしょう。なんというか、英語がちよっと怪しい気がします【写真3】。意味は通じるのですが、何か不自然というか……。あと、conductingって、綴りはこれで良いのでしょうか。

また、訳文にある「境内ニ於テ」に当たる文言が、英語の方にはないようにも思います。「within the shrine grounds」などを末尾に付けても良かったかもしれません (grounds はいらないかな?)。

二枚目も見てください。

No Thoroughfare For
Hoeses and Vehicles

車馬乗入禁止

No Thoroughfare

通 行 禁 止

The Shrine Office

社 務 所

The Worshipping Place

拝 所

Kindly Refrain From
Smoking

禁 煙

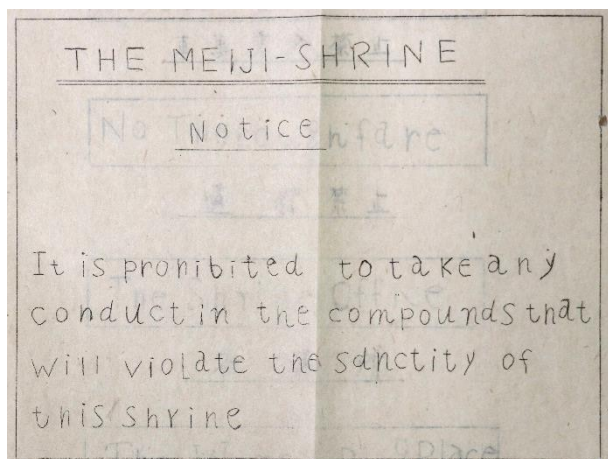
(11)

二枚目はますます不思議な感じです。どれも意味は通じるのですが、不自然というか何というか……。

Thoroughfare (通り、とか大通り、とか、都市部の大きな道路を指す) は、あまり見ないですが、まあ良いでしょう。Kindly Refrain From

Smoking は「喫煙は御遠慮ください」といった意味ですが、「Kindly Refrain」(御遠慮ください) を使わずに「No smoking」とすること

の方が多そうな気がします。全体的に、とても丁寧なのですが、日常的なのかちよっと怪しい、という雰囲気です。文字(アルファベット) もあまり書き慣れていない感じなので、英語がそんなに得意でないお役人さ



【写真3】「境内ニ於テ……」本書 307 号第二紙

No Thoroughfare For
Horses and Vehicles

車馬乗入禁止

No Thoroughfare

通行禁止

The Shrine Office

社務所

The Worshipping Place

拝所

Kindly Refrain From
Smoking

禁煙

【写真4】「No Thoroughfare」ほか 本書 307 号第三紙

んが、辞書を引き引きがんばって書いたのでしょうか【史料3】【写真4】。先に言ったとおり、日本側で、「進駐軍が来そうなところに英語標示をしておこう」と気を回した結果だと思います。

実際に進駐軍の人たちがこの標示を見たら、「……？」と首を傾げそうな気がします。

英文の史料は他にもあります。

(受付印) (印二点「高橋」「福井」)

周学第二九七号

(二九四八)

(静岡県周／智地方事務所長印)

昭和二十三年七月三十一日 周智地方事務所長 (印)(印「湖東」)

各 町村長 殿

宗教関係の貴金属使用許可申請手続並取締について

このことについては既に御承知のことと思うが今般金銀、白金の使用及取引等一切の行為は連合軍總司令部の指令に基く昭和二十年十月十五日勅令第五七七号に依り大蔵大臣の許可なき限り禁止されて居り、国内消費用としての使用は需要者の申請により文部省に於て總司令部申請の上、其の許可に基き大蔵大臣が許可する

この使用許可申請手続について今般總司令部より申請の書式並に期日等に関して指令があつたから今后需要の際は左記事項厳守の上、申請書を町村役場経由、地方事務所学務課まで提出されたい。

記

一、貴金属を使用する場合(手持品使用の場合も同様)は三ヶ月間に需要する数量を左記期日までに、県庁文化課宗教係に申請する

但し六ヶ月乃至一ヶ年の長期需要の際はその理由を附されたい。

(表略／史料編をご覧ください)

二、申請の際は責任者が署名した別紙様式の申請書と昭和二十年十月十五日大蔵省令第八十七号附属書式(甲一)の許可申請書を提出する

三、この申請について文部省に於て査定及總司令部に説明する必要があるから前記申請書以外に詳細な必要理由書を提出せられたい。

四、尚不審の点あらば県庁文化課まで御問合せ願いたい。(二)

GHQの指令により、大蔵大臣の許可がない貴金属の取引は禁じられているが、許可申請について指令があつたので、以下の書式で申請するように、とのことです。

表題とあわせて考えると、宗教関係者が、金、銀、白金を使用する際の申請様式です。

こちらも、二紙目、三紙目が英文です。空欄部分はちよつと省略して、次ページで二紙目、三紙目を一気に見てしましましょう。上段が二紙目、下段が三紙目です。

(Slge8×11)

Application for Release of Gold Foil etc from the
Pool Reserve under Custody by the Japanese
Government in the 3rd quarter, 1948

Competent Authorities _____

Sign of the person in charge _____

Tel, No _____

Manufacturer of Final goods	Amount		Final goods	Amount Remarks
	Gold foil etc	Gold content		

(13)

Application for Domestic Consumption
Of Precious Metals in the quarter

(Chief of the Section)

Metals	Allocatio(grams)							Remarks
	Pro- cesssor	Amt.	Manu- Factor- er of (ママ) Ena Proa	Amt	Pro- Cessed	No	Final No.	

(14)

現代語訳は本書史料編を見ていただければと思います。二紙目、三紙目の内容を日本語訳した様式が、一紙目にまとめられています。

文字組の都合上、先の第一紙引用文ではその表を省略してしまいました。左に写真を掲出します【写真5】。

こちら、同僚の深澤さんが読みと日本語訳を手伝ってくださったのですが、深澤さん曰く、二紙目、三紙目の英語の文字は、きれいに書かれているが、書き慣れていない様子（書き間違いという程ではないが曖昧な書き方）があり、あまり英語が得意ではない人が、受け取った筆記体の英文を、極力正確に書き写そうとしたような文字、とのことでした。

今見た昭和二十三年（一九四八）七月三十一日付け「周学第二九七号 宗教関係の貴金属使用許可申請手続並取締について」は、一紙目で英語を日本語訳しているので、英語を書き慣れないながらも、GHQからの書類（の複写か、それを国のお役人さんが書き写したものを）をがんばって書き写したのは、周智地方事務所の方なのでしょう。

英語の文書を眺めたところで、GHQの指令に関わる、宗教関係の史

料を見てみましょう。昭和二十一年（一九四六）二月二日「地第三二号 国家神道神社神道ニ関スル聯合軍總司令部ノ指令ニ基ク措置ニ関スル件 通牒」は、GHQの指示により、国家神道、神社、神道に関する勅令や省令などが改廃されました、という通知です。

地 第三二 二 号

（一九四六）
昭和二十一年二月二日

（印四点「高橋」「山本」「高橋」「村松」）
（印「平野」）
（受付印）

静岡県内務部長（印）
静岡県教育民生部長（印）

市 町 村 長 殿

国家神道神社神道ニ関スル聯合軍總司令部ノ指令ニ基ク措置ニ関スル件通牒

申請四半期 第一四半期 （一―三月分）	申請書提出期日 前年九月十日	申請四半期 第三四半期 （七月―九月分）	申請書提出期日 三月十日
第二四半期 （四―六月分）	同年十二月十日	第四四半期 （十月―十二月分）	六月十日

【写真5】「周学第二九七号 宗教関係の貴金属使用許可申請手続並取締について」表（本書三二九号第一文書）

標記指令ヲ履行スル為、勅令、内務省令等改廃セラレ候ニ伴ヒ、県令、訓令等別途示達セラレ候条御了知相成ルト共ニ、此ノ旨所要ノ向ニ対シ周知方御取計相成度。⁽¹⁶⁾

この文書に、改廃された勅令、省令の類の一覧が書かれた静岡県公報が添付されていますが、長いので詳しくは本書史料編を御参照ください。先にご紹介したように、基本的に国家神道関係は廃止。勅令、省令を改正する、というのも、基本的には削る方向です。

昭和二十一年（一九四六）九月五日付け「周学第一八一号 神社の社格、神饌幣帛料供進指定及境内制札に関する標柱等の処理について」は、神社の神饌幣帛料と境内制札、標柱に関するものです。

（印「平野」）（受付印）（印五点「高木」「□□」「村松」「高橋」「高橋」）

周学第一八一号

^(一九四六)

昭和二十一年九月五日

^(地方ノ「」官ノカノ司ノカノ印)

周智地方事務所長（印）

各町村長殿

神社の社格、神饌幣帛料供進指定^及境内制札に関する標柱等の処理について

標記の件については既に種々御配意を煩はしてゐることと思ふが未だ神社の入口等に未処理のまゝ放置してある向がないでもない。今度昭和二十一年一月十六日官報所載の通り勅令第二十二号^及内務省令第五号^並勅令第七十一号に依りそれ^{（カ）}規定されたから未だ処理なき向は速やかに処理するやう御指導ありたい。⁽¹⁷⁾

昭和二十一年（一九四六）一月十六日の官報では、内務省令第一号で官国幣社関係の省令廃止をしているので、右の昭和二十一年（一九四六）九月五日付け「周学第一八一号」にある「内務省令第五号」は「第一号」

の誤りではないかとも思います。勅令第二十二号（官国幣社以下神社幣帛供進使及随員服制等廃止ノ件）も勅令第七十一号（明治三十九年法律第二十四号官国幣社経費ニ関スル法律廃止ノ件）も、制度や法律の廃止に関わるものです。

この文書は周智地方事務所から村々に出されたものです。昭和二十一年（一九四六）九月九日付け「庶第一一八二号」は、右の文書を受けて、久努西村が出したものです。

庶第一一八二号

^(一九四六)

昭和二十一年九月九日

久努西村長

『永井正夫外七名』殿^(手書)

神社の社格神饌幣帛料供進指定及境内制札に関する標柱などは既に処理済のことゝは存じますが、神社の入口等にまゝ放置してあるもの^(マ)がないでもい故未処理の向は速に処理する様御願ひします。「占領目的に有害なる行為」として処罰されます。⁽¹⁸⁾

昭和二十一年（一九四六）九月九日付け「庶第一一八二号」には、末尾に「占領目的に有害なる行為」として処罰されます」という文言が書かれています。これは、「周学第一八一号」にも、そこで参照されている勅令、省令にも無い文言なので、久努西村役場が付け足した文言ではないかと思われます。

内容を見ると、神饌幣帛料云々よりも、境内の制札、標柱をそのままにしませんか？ という確認の性格の方が強そうです。

例の thoroughfare 云々という看板を建てろ、と言っているのでしょうか？

昭和二十三年（一九四八）四月八日付け「周学第一二五号 宗教関係者の海外渡航について」は、境内云々ではなく、宗教者の海外渡航に関

するものです。

周学第一二五号

(九四八)
昭和二十三年四月八日 周智地方事務所長 (印)

各町村長殿

宗教関係者の海外渡航について

標記のことについて外務省より左記のような指示があつたから御了知ありたい。

記

一、宗教関係者たると否とを問わず日本人が海外渡航することは一般に禁止されている。

二、日本人に非ざる者の海外渡航は日本政府の管轄外であるから^(又外)当^(又外)該外国政府代表と直接交渉されたい。

三、なお琉球人の琉球帰還は居住地の府県において事情審査の上許可されているが、内地琉球間の往復は目下の処許可されていない。(三)

宗教関係者か否かを問わず、日本人の海外渡航は一般に禁止されている、と外務省から指示があつた、とのこと。

わざわざそんな通知を出しているということは、「宗教関係者だから良いだろう」と、海外渡航を試みる人が存外多かった、ということでしょう。

琉球の人に関する規定が「記」の三項目にありますが、琉球の人はより一層移動に制限がかけられていたようです。

G H Qによる占領は、昭和二十七年(一九五二)四月まで続きました。G H Qが去った後、村々で戦死者の慰霊祭が行なわれるようになったようです。上浅羽村のもの(本書史料集三三二号)もあるのですが、そちら

は年月日がよく分かりませんので、年月日が分かる中で、最も古い東浅羽村に残されていたもの、昭和二十七年(一九五二)九月十五日付け「英霊に捧く」をご紹介します。

英霊に捧く

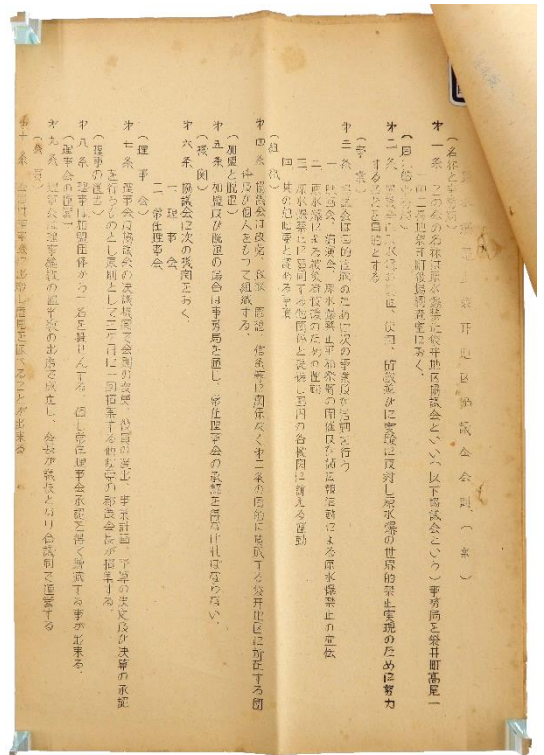
嘗て幾度かの戦の庭に、痛ましくも国のため一身を捧げた浅羽五ヶ村出身^(又三)四百有余の英霊を祀る法会か本郡仏教会により催され、御遺族をお迎してこの精舎に行はるゝに際し、城内五ヶ村の村長に代り恭しく尊霊に額き蕪辞を捧げます。

諸士は過ぎし戦に、妻子眷属をも顧る暇なく、身を捨て家を捨て、遂に国の犠牲となり終りました。誠に痛ましの極みであります。又夫や父や愛し我か子を失った御遺族達は、尚夢に幻に亡き人の俤を追いつゝ、もしやと帰来る日を空待したことも幾度であつたでしょう。而も其日は遂に廻り来へくありません。思えば誠に悲みの極みであります。物に当り事に触れ、亡き人を想ふたねとならぬことは定めてありますまい。今年亦みのりの秋の訪れを見つゝこの法筵に連りて、追憶の涙は亦新なるものゝあることでしょう。已に幽冥其境は異にするとも、其心は相通ふものゝあるに相違ありません。希くは諸尊安かに其霊位に鎮り玉い、御遺族の捧くる追慕の涙と諸人か致せる景仰の誠を受納せられ、永く家国のため平和の護りとなり、御遺族達の上に幸あらしめ玉へ。

(九五二)
昭和二十七年九月十五日

東浅羽村長原田和敬白 (三)

東浅羽村に残されていたのですが、「城内五ヶ村の村長に代り」とありますから、浅羽一帯の戦死者の慰霊祭だったようです。この慰霊祭は昭和二十七年(一九五二)九月十五日に行なわれていますから、G H Q



【写真6】「議会議第一号 原水爆禁止袋井地区協議会設置について」(本書 331 号)

が去つてすぐに挙行されています。

この後、一九五二年十一月一日に、エニウエトク環礁で初の水爆実験、一九五四年三月一日には、ビギニ環礁で水爆実験が行なわれました。袋井では、昭和三十三年（一九五八）三月十三日に「議会議第一号 原水爆禁止袋井地区協議会設置について」が提出されました【写真6】。

原水爆禁止袋井地区協議会会則（案）

（名称と事務局）

第一条 この会の名称は原水爆禁止袋井地区協議会といい（以下協議会という）事務局を袋井町高尾一四一一番地袋井町役場調査室におく。

（目的）

第二条 協議会は原水爆の製造、使用、貯蔵並びに実験に反対し原水爆の世界的禁止実現のために努力することを目的とする。

（事業）

第三条 協議会は目的達成のために次の事業及び活動を行う

一、映画会、講演会、原水爆禁止平和祭等の開催及び諸広報活動による原水爆禁止の宣伝

二、原水爆による被災者救済のための運動

三、原水爆禁止に賛同する他団体と提携し国内の各機関に

訴える運動

四、其の他必要と認める事項

（組織）

第四条 協議会は正当、政派、思想、信条等に関係なく第二条の目的に賛成する袋井地区に所在する団体及び個人をもつて組織する。

（加盟と脱退）

第五条 加盟及び脱退の場合は事務局を通じ、常任理事会の承認を得なければならない。

（機関）

第六条 協議会に次の機関をおく。

一、理事会

二、常任理事会

（理事会）

第七条 理事会は協議会の決議機関で会則の変更、役員の選出、事業計画、予算の決定及び決算の承認を行うものとし原則として三ヶ月に一回召集する他必要の都度会長が招集する。

（理事の選出）

第八条 理事は加盟団体から一名を推せんする。但し常任理事会承認を得て増減する事が出来る。

（理事会の運営）

第九 条 理事会は理事惣数の過半数の出席で成立し、会長が議長となり合議制で運営する

(会 員)

第十 条 会員は理事会に出席し意見を述べることが出来る

(常任理事会)

第十一 条 常任理事会は理事会に次ぐ機関で特に緊急を要する場合に理事会に代つて議決出来る他、理事会の決定事項並びに必要な事項を処理するためその都度会長が招集して開催する。会議の運営は理事会に準じて行う。

(役 員)

第十二 条 協議会は次の役員をおく

一、会 長 一 名

二 副会長 二 名

三 事務局長 一 名

四 常任理事 若干名

五 会計監査 二 名

(役員の選出)

第十三 条 役員の選出は理事会で会員中から選出する。役員の任期は一ヶ年とする。

(顧問)

第十四 条 協議会は理事会の承認を得て顧問をおくことができる

(経 費)

第十五 条 協議会の経費、寄附金及びその他の収入をもつて充てる。

(会 費)

第十六 条 協議会の会費は次の方法で納入する。

一、加盟団体員数 百 名未満 年額 五十円

二、 " 千 名 " " 百 円
三、 " 五千名 " " 百五十円
四、 " 五千名以上 " 三百円

五、個人の会費は理事会で決定する(年間三十円)
(この行後補)
(会計年度)

第十七 条 協議会の会計年度は原則として四月一日から翌年の三月末日までとする。

(会則の発効)

第十八 条 この会則は昭和三十三年四月一日より実施する(二九五八)

(1) 昭和二十年（一九四五）八月十五日以降「戦争終結後ノ覚悟」

（浅羽自治会文書五〇一）。本書三一六号。浅羽町史編さん委員会編『浅羽町史 資料編三 近現代』（浅羽町、一九九七年）に三四五号として収録されている。五二三―五二四頁。

(2) 袖井林二郎『マッカーサーの二千年』（中公文庫、一九七六年、初出一九七四年）一一四頁。

(3) 昭和二十年（一九四五）九月十四日付け「聯合軍進駐ニ伴フ報道取扱要領ニ関スル件」『昭和二十年四月以降 送付綴』長溝自治会文書近代一八（内）。本書二〇四号。

(4) 袖井林二郎『マッカーサーの二千年』（前掲注2参照）二五三頁。

(5) 袖井林二郎『マッカーサーの二千年』（前掲注2参照）二五三頁。

池端千賀子「占領期日本における宗教改革…占領軍による宗教の自由との苦闘」『一神教世界』四、二〇一三年。池端論文は全体が関わるが、特に三二頁。

(6) 袖井林二郎『マッカーサーの二千年』（前掲注2参照）二五〇―二七九頁。

(7) 池端千賀子「占領期日本における宗教改革…占領軍による宗教の自由との苦闘」（前掲注5参照）三二頁。

(8) 竹前栄治『占領戦後史』（岩波現代文庫、二〇〇二年、初出一九九二年／一九八〇年版を九二年版で全面改訂・増補）三四五―三四六頁。

(9) 昭和二十年（一九四五）十月五日付け「周総第五〇四号 神社ノ制札等ニ関スル件」（山梨役場文書二五〇八）。本書二〇七号第一紙。

(10) 昭和二十年（一九四五）十月五日付け「周総第五〇四号 神社ノ制札等ニ関スル件」（山梨役場文書二五〇八）。本書三〇七号第二紙。

(11) 昭和二十年（一九四五）十月五日付け「周総第五〇四号 神社ノ制札等ニ関スル件」（山梨役場文書二五〇八）。本書三〇七号第三紙。

(12) 昭和二十三年（一九四八）七月三十一日付け「周学第二九七号 宗教関係の貴金属使用許可申請手続並取締について」（久努村近代役場文書宗教六〇〇）。本書三二九号第一文書。

(13) 「Application for Domestic Consumption Of Precious Metals in the quarter（四半期における貴金属の国内消費に係る申請書）」（久努村近代役場文書宗教六〇〇）。本書三二九号第二文書。

(14) 「(Slge8x11) Application for Release of Gold Foil etc from the

Pool Reserve under Custody by the Japanese Government in the 3rd quarter, 1948（様式8×11）一九四八年第三四半期における日本政府の管理下にある貯蓄からの金箔等の使用に関する申請書」（久努村近代役場文書宗教六〇〇）。本書三二九号第三文書。

(15) 昭和二十一年（一九四六）二月二日「地第三二号 国家神道神社神道ニ関スル聯合軍總司令部ノ指令ニ基ク措置ニ関スル件通牒」（久努西村役場文書宗教五四七）。本書三一八号第一文書。

(16) 昭和二十一年（一九四六）九月五日付け「周学第一八一号 神社の社格、神饌幣帛料供進指定及境内制札に関する標柱等の処理について」（久努西村役場文書宗教五六一）。本書三二二号第二文書。

(17) 昭和二十一年（一九四六）九月九日付け「庶第一一八二号」（久努西村役場文書宗教五六一）。本書三二二号第一文書。

(18) 昭和二十三年（一九四八）四月八日付け「周学第一二五号 宗教関係者の海外渡航について」（久努西村役場文書宗教五九三）。本書三二八号。

(19) 昭和二十七年（一九五二）九月十五日付け「英霊に捧ぐ」（梅山自治会文書近代二二二〇）。本書第三三〇号。

(20) 昭和二十三年（一九五八）三月十三日提出「議会議第一号 原水爆禁止袋井地区協議会設置について」（袋井町近代役場文書②二六一八）。本書三二二号。